

令和7年度異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務 委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と受託者が協議の上で決定する。

1. 業務の名称

令和7年度異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業(厚生労働省所管))

2. 業務の目的

「異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務 企画提案募集要領」に記載のとおり

3. 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

4. 具体的な業務内容及び提案を求める事項

(1) 概要

新規ビジネスの創出やイノベーション人材の育成を促すため、LAB会員を軸としたマッチング支援およびその後の伴走支援により、未来を見据えた共創プロジェクトの組成・ビジネスへの昇華を図る。

具体的な業務内容は以下(2)に沿って実施することとし、受託者はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の県との打合せを踏まえて業務を実施するものとする。

なお、本事業実施にあたっては、必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定するものとする。

(2) 実施内容(想定)

① マッチング候補者の検討

・LABにて重点領域としている7領域(「VIRTUAL・AI」、「交通・物流」、「医療・ヘルスケア」、「インフラメンテナンス」、「アグリテック・フードテック」、「グリーンテック」、「防災・レジリエンス」)において、計12者以上のマッチング候補事業者をピックアップ(※1)する。

なお、ピックアップにあたっては、群馬県からも提案を行うことを想定している。

(※1) LAB会員(リストは別途群馬県より提供する)同士、もしくはLAB会員と受託事業者にて選定する企業等とのマッチングを想定。マッチング希望者が12者を大きく上回った場合、県と協議の上選別すること。

② マッチング、伴走支援の実施

①にてピックアップした候補事業者のマッチングを実施するとともに、共創プロジェクト

ト創出に向けた伴走支援を実施する。

5. 留意事項

(1) 事業遂行にかかる関係者との調整

事業を行うにあたり、関係者との調整については、受託者の責任において円滑かつ効果的に実施すること。

(2) 著作権について

本業務により制作された成果物に係る全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。

(3) 法令の遵守について

本業務の実施に当たっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

(4) 情報の取り扱いについて

本業務の遂行にあたり知り得た行政情報及び企業・個人情報等については、何事があっても他者に提供してはならない。

また、個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。

なお、情報セキュリティインシデントが発生または発生のおそれがある場合、速やかに委託者へ連絡をすること。

6. 業務完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書をデータで提出すること。

○業務完了年月日

○本業務における実施内容及び成果

○その他（本業務に関連するもので、県が指定するもの）

7. その他

(1) 業務の進捗状況について中間報告を求めることがある。

(2) 仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議して決定する。

(3) 本業務の執行段階において、両者協議の上、仕様書の内容を変更することができる。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。

(5) 本委託業務は、国の交付金を活用して実施する。受託事業者は、法令、国・県の会計・財務規定等に従った事務処理を行い、以下について留意すること。

ア 受託事業者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。

イ 本業務は県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。